

## 『「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」の使用に関する要領』運用基準

『「ちばSSKプロジェクトシンボルマーク」の使用に関する要領（以下「要領」という。）』の適正な運用を図るため、以下のとおり運用基準を定めるものとする。

### 第4条関係（シンボルマークの使用）

第2項に定める各号のいずれかに該当するとともに、県の施策への貢献が明確であることとする。

#### 第1号関係

「公益的な活動」とは、県又は県内市町村が主催又は共催する事業に伴う活動のことをいう。

#### 第2号関係

「連携協力の関係が明確である」とは、「商業者等の高齢者福祉に特化した地域貢献（「ちばSSKプロジェクト」等）に関するガイドライン」に基づく協定を締結していることをいう。

### 第7条関係（使用の承諾の取消し）

第1項に定める前条各号の規定を遵守していないときとは、次の場合も含まれる。

- (1) 承認条件を拡大解釈して使用し、誤解を招くおそれがあると認められるとき。
- (2) その他、県の信頼を損なうおそれがあると認められるとき。

### 附 則

この運用基準は、平成27年3月10日から施行する。